

平成26年度国民健康保険税の計算方式

保険税は、医療分・後期高齢者支援金分・介護分からなり、それぞれ所得割・均等割・平等割の三方式をもとに算定されます。

【三方式】

| | |
|-----|----------------|
| 所得割 | 世帯構成員の所得に応じて計算 |
| 均等割 | 世帯構成員の人数に応じて計算 |
| 平等割 | 一世帯あたりで計算 |



<改正内容>

改正内容は①税率の改正②賦課限度額の引き上げ③低所得者に対する軽減の拡充の3つに分けられます。(③について、軽減は申請等の必要は特にありません。また、賦課限度額引き上げは地方税法の改正に伴う改正になります。)

【税率・最高限度額】

【改正前】

| H25年度 | 医療分 | 支援分 | 介護分 |
|-------|---------|--------|--------|
| 所得割税率 | 7.70% | 2.50% | 2.10% |
| 均等割額 | 11,000円 | 5,000円 | 6,500円 |
| 平等割額 | 20,000円 | 4,000円 | 5,000円 |
| 最高限度額 | 51万円 | 14万円 | 12万円 |

【改正後】

| H26年度 | 医療分 | 支援分 | 介護分 |
|-------|---------|--------|--------|
| 所得割税率 | 7.70% | 2.50% | 2.10% |
| 均等割額 | 14,000円 | 6,500円 | 7,200円 |
| 平等割額 | 22,000円 | 6,000円 | 6,000円 |
| 最高限度額 | 51万円 | 16万円 | 14万円 |

※介護分は介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）のみ課税されます。

【軽減拡充】

低所得者に対する軽減の内、2割・5割軽減の範囲が拡大されます。

<判定基準>

【改正前】

- 5割軽減
24万5千×納税義務者を除く被保険者数+33万以下
- 2割軽減
35万×被保険者+33万以下

【改正後】

- 5割軽減
24万5千×被保険者+33万以下
- 2割軽減
45万×被保険者+33万以下

※世帯の所得が判定基準以下の場合、軽減がかかります。

<モデル世帯>



例1 夫婦（40歳以上）と子供2人（18歳未満）の4人世帯の場合
夫の給与収入約320万（世帯所得220万）とすると

| | 改定前 | 改定後 | 引上げ額 |
|-----|----------|---------|---------|
| 年 額 | 33万5800円 | 36万200円 | 2万4400円 |



例2 夫婦（65歳以上75歳未満）の2人世帯の場合
夫の年金額250万（世帯所得130万）とすると

| | 改定前 | 改定後 | 引上げ額 |
|-----|----------|----------|---------|
| 年 額 | 15万4800円 | 16万7800円 | 1万3000円 |